

水漏れではなく結露かも？

冬に窓ガラス等に発生する結露が、室内でも発生することがあります。結露による水漏れは、室内外の温度差や高い湿度によって空気中の水蒸気が冷やされ、水滴になる現象です。

●結露対策をしないままだと、何が起ころ？

- ・水滴による火災報知器の誤作動
(火災発生時と同じように火災発生報知器が鳴り、団地によっては、エレベータが停止することもあります。)
- ・カビやダニが繁殖し、アレルギーや喘息の原因になることがあります。
- ・カビの胞子やダニの死骸は空気中に舞い上がるため空気が汚れる直接的な原因になります。体内に入りやすく、健康に悪影響を及ぼす可能性があります。
- ・配管のサビや腐食、天井や壁紙の剥がれなどを引き起こします。

●今すぐできる結露対策

1. こまめに換気をする
換気は、室内の湿気を最も手軽に減らすことができる方法のひとつです。冬は乾燥が気になる季節ですが、湿度が高くなりすぎないように注意が必要です。
2. サーキュレーターで空気を循環させる
室内の空気をかき混ぜることで、室内の温度のムラをなくすることができます。
3. 加湿器を窓の近くに置かない
窓の近くはもっとも空気が冷やされる場所。冷やされた空気の湿度を上げてしまうと、より結露が発生しやすくなってしまいます。
4. 設定温度を20℃前後にする
外気温と室温の差が大きいほど、結露は発生しやすくなります。室温を必要以上に上げすぎないようにしましょう。暖房機器の設定温度は20℃が理想です。電気代を抑えるためにも、設定温度をひかえめに。

●くらしの中の換気ポイント



調理中は換気扇を回し続ける



入浴中や、髪を乾かしている間も換気扇はONに



部屋干し中も換気で湿気を逃す



「加湿」しっぱなしもNG

来年度の新家賃

2月中旬に令和8年4月からの新家賃をお知らせする「収入認定通知書」を入居者の皆さまに郵送しています。新家賃は通知書の中に記載されていますのでご確認ください。

8001-1234-5
令和 8年 2月16日

〒890-0014 宮崎県宮崎市中区3丁目
〇〇団地 〇棟 〇〇号室
宅名 太郎 様 宮崎県〇〇土木事務所長

収入認定通知書

世帯全員の情報が記載されています
①が世帯の所得額合計です
世帯の控除額が記載されています
②が世帯の控除額合計です

| 所得者氏名 | 所得金額 | 控除種類 | 人数 | 控除金額 |
|-------|-----------|--------|----|-----------|
| 太郎 太郎 | 2,280,000 | 医療保険控除 | 1 | 1,620,000 |
| 花子 太郎 | 800,000 | 特定扶養控除 | 1 | 200,000 |
| 次郎 太郎 | 0 | 特別控除 | 0 | 200,000 |
| 三郎 太郎 | 0 | | | |
| 次子 太郎 | 0 | | | |
| 合計 | 3,080,000 | 控除額合計 | | 1,970,000 |

③は改定月収
所得額合計 ① 3,080,000 控除額合計 ② 1,970,000
所得月額 (①-②) ÷ 12ヶ月 = 92,666 円 第1分位

新家賃額 25,000円 適用開始年月 令和8年4月

| 年月 | 調定 | 調定項目 | 調定額 | 備考 |
|------|--------|------|--------|-----|
| 89/4 | 25,000 | 新家賃 | 25,000 | 1分位 |

4月からの新しい家賃が記載されています

この認定に異議がある場合は、異議、失職、退職などに伴って本人若しくは同居者の収入に変動があった場合又は世帯の世帯構成に異変があった場合には、その事実が発生した日から起算して30日以内に意見を申し出ることができます。

意見申出期間 令和 8年 3月 17日

連絡事項 意見申出期間日

連絡先：(一社)宮崎県宅建業協会

お手続き漏れはありますか？

市町村への届け出とは別に県営住宅での手続きが必要です。

| 申請等の種類 | 申請の内容 |
|----------|---------------------------|
| 世帯異動届 | 子の出生、同居者の転出等 |
| 同居承認申請 | 新たに親族を同居させようとするとき |
| 入居承継承認申請 | 名義人の死亡や結婚、離婚に伴う転出の場合 |
| 家賃減免申請 | 世帯の異動や離職に伴い世帯収入の減少が発生した場合 |
| 明渡届 | 住宅を退去する場合 |

必ず、決められた様式に記入して管理会社に提出をお願いします。まずは、担当管理会社にお問い合わせください。申請の内容によっては家賃が安くなるかもしれません。

発行者

県営住宅指定管理者
一般社団法人
宮崎県宅地建物取引業協会
住宅管理課

時間外の緊急連絡は
真に緊急の
場合のみに!!

「テレビが映らない」
「共同灯がつかない」
などの真に緊急でない場合は翌日8時30分以降の連絡にご協力をお願いします。緊急と判断できない場合は、緊急対応ができませんのでご了承ください。

緊急でない場合



翌日8時30分以降に連絡

家賃・駐車場使用料は必ず期限内にお支払ください!

家賃等の支払い期限は右記のとおりです。家賃を滞納すると、連帯保証人にも支払いの請求があります。また、場合によっては住宅を退去しなければなりません。

- ※口座引落日は月末が金融機関休業日の場合翌営業日となります
- ※口座をお持ちでない方の上半期（4月～9月）分の納入通知書は4月中旬頃の配布を予定しております。

| 家賃・駐車場使用料 | 納入期限日 |
|-----------|------------|
| 令和8年3月分 | 令和8年3月31日 |
| 令和8年4月分 | 令和8年4月30日 |
| 令和8年5月分 | 令和8年6月 1日 |
| 令和8年6月分 | 令和8年6月30日 |
| 令和8年7月分 | 令和8年7月31日 |
| 令和8年8月分 | 令和8年8月 31日 |
| 令和8年9月分 | 令和8年9月30日 |